

資料編

1 用語解説

【あ行】

インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約において、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みとされている。

音声訳ボランティア

視覚障がい者のために図書を音声にして伝えるボランティアグループのこと。

【か行】

基幹相談支援センター

障がいのある人への相談支援等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う相談機関のこと。

基準該当事業所

障害者総合支援法や児童福祉法の指定サービス事業者の要件の一部を満たしていない事業所のうち、介護保険事業所等の一定の基準を満たす事業所のこと。

共生型サービス

障がいのある人が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする、並びに、特に中山間地域などの地域において限られた福祉人材の有効活用を行うという観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障がいのある人等が共に利用できるサービスのこと。

高次脳機能障がい

交通事故や病気等により脳に損傷を受け、その後遺症等として記憶、注意、遂行機能、社会的行動といった認知機能(高次脳機能)が低下した状態。

合理的配慮

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること。

コミュニティソーシャルワーカー

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援を行う人のこと。

【さ行】

サービス等利用計画

障がいのある人の自立した日常生活を支えるため、サービスの利用意向を尊重しながら最も適切なサービスの組み合わせなどを検討し作成するもの。障害福祉サービスや障害児通所支援を利用する場合は、「サービス等利用計画(または障害児支援利用計画)」を作成し、市町村へ提出する必要があり、これを基にサービスの支給決定が行われる。

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設のこと。

障害者基本法

総合的な障がい者施策推進の基本理念及び障がい者施策全般についての基本的事項を定めた法律。

障がい者自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3に基づき、市町村及び都道府県が設置する協議会。関係機関、関係団体及び障がいのある人、福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者等により構成され、地域課題の検討、資源開発及び啓発普及等を行う。地域の実情に応じ、部会が設けられている。

障害児通所支援

児童福祉法に基づく、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援を指す。

障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)

障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置その他障がいのある人がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とした法律。

障がい特性

障がいに見られる特徴的な性質のことであり、障がいの程度や種別によっても異なるものをいう。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。平成25年6月成立、平成28年4月施行。

障害者就業・生活支援センター

障がい者の職業生活における自立を図るために、雇用及び福祉の地域の関係機関との連携の下、障がいのある人の身近な地域で就業面及び生活両面における一体的な支援を行う機関のこと。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

障害者基本法の改正や障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえた「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、平成24年6月に障害者自立支援法が改正されたもの。平成25年4月施行。

障害福祉サービス

勘案すべき事項(障がいの種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向)及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われるサービスの総称。(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、共同生活援助及び自立生活援助をいう。)

スキルアップ

スキル(資格、技能等)を高めること。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育などが包括的に確保されたシステムのこと。

成年後見制度

知的障がいや精神障がい、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する制度。財産の管理や障害福祉サービス利用などの契約、遺産分割の協議などをサポートする。

相談支援専門員

指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所に配置されており、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成等を行うことにより、障がいのある人や障がいのある子どもの保護者が障害福祉サービス等を適切に利用できるよう支援する人。

【た行】

地域移行

施設入所や長期入院をしている人等が地域での在宅生活(グループホーム等含む)に移行すること。

地域活動支援センター

障がいのある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場。地域生活支援センターなど専門的な職員による相談支援を行う事業所が移行した「Ⅰ型」、機能訓練、入浴等のサービスを行う「Ⅱ型」、小規模作業所等から移行した「Ⅲ型」の3種類の類型がある。

地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。

地域生活支援事業

障がいのある人が自立した生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により実施する事業をいう。事業の実施主体は、市町村が必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断により、障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業を実施する任意の事業がある。

特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズに応じてその持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。

特別支援教育支援員

幼稚園、小・中学校、高等学校において、障がいのある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいのある児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりするために配置されている支援員のこと。

【な行】

難病

発病の仕組みが明らかでなく、治療方法が確立していない、稀少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの。

ニーズ

生活場面で生じてくる様々な必要性、要求のこと。

人日

「月間の利用人数」×「ひとり1か月当たりの平均利用日数」のこと。

【は行】**発達障がい**

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で直面する不便さや困難さを解消し、自立や社会参加を支援するとともに、差別や偏見のない社会をつくること。

ピアサポート

障がいのある人やその家族など同じような立場や経験を活かし、仲間として支えること。

避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のこと。

PDCAサイクル

実績を把握し、障がい施策や関連施策の動向を踏まえながら、分析・評価を行い、必要あると認める時は計画の変更や事業の見直し等を行うこと。

福祉的就労

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、障害福祉サービス事業所等において就労の場を提供するとともに、その知識と能力の向上のために必要な訓練を行う。

ヘルプカード

援助や配慮を必要としている障がいのある人などが携帯し、災害時や日常生活の中で困った時に必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするためのカードのこと。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークのこと。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」によって定められた割合。民間企業・国・地方公共団体に対し、それぞれの雇用割合が設けられており、それに相当する人数の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の雇用が義務付けられている。

【ま行】

モニタリング

提供されたサービスについて、利用者の現状を把握しながら、継続的にその効果を評価すること。

【や行】

ユニバーサルデザイン

国籍や年齢、障がいの有無にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすることです。

要約筆記者等派遣事業

手話をコミュニケーション手段としない聴覚障がい者等に要約筆記者等を派遣し、障がいのある人とその他の人の意思疎通を支援すること。

【ら行】

ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階を言う。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、それぞれの段階ごとに特徴的な課題などがある。

【わ行】

ワークショップ

一方通行的な知や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイル。

2 障害福祉サービス等の体系

障害福祉サービス等は、障がいのある人の個々の障がい程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえて提供する障害福祉サービスと、市町村の創意工夫により状況に応じて柔軟に提供できる地域生活支援事業があります。

■障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス等体系



3 障害福祉サービス事業所等の状況

市内障害福祉サービス等提供事業所は、次のとおりです。

■燕市内事業所一覧

令和3年1月1日現在

	事業所名	内容	運営主体
訪問系サービス	燕市社会福祉協議会介護サービス室	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	(福)燕市社会福祉協議会
	ヘルパーステーション光	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	(同)ヘルパーステーション光
	ニチイケアセンター燕西	居宅介護・重度訪問介護	(株)ニチイ学館
	ホームヘルプサービスひまわりの園	居宅介護・重度訪問介護	(福)吉田福祉会
日中活動系サービス	つばくろの里	生活介護・短期入所	(福)つばめ福祉会
	障害福祉サービス事業所すきっぷ	生活介護・就労継続支援B型	(NPO)らいふすてーじ
	デイサービスセンターツバメ福寿園	生活介護(基準該当事業所)	(福)つばめ福祉会
	つばめ第2デイサービスセンター	生活介護(基準該当事業所)	(福)つばめ福祉会
	つばめ第3デイサービスセンター	生活介護(基準該当事業所)	(福)つばめ福祉会
	デイサービスセンター白ふじの里	生活介護(基準該当事業所)	(福)つばめ福祉会
	デイサービスセンターひまわりの園	生活介護(基準該当事業所)	(福)吉田福祉会
	デイサービスセンター太陽の園	生活介護(基準該当事業所)	(福)吉田福祉会
	デイサービスセンターフ水の里さくら	生活介護(基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	デイサービスセンターフ水の里もみじ	生活介護(基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	小規模多機能ホームつどいの家	生活介護(基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	小規模多機能ホームはな広場・よこたの家	生活介護(基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	生きがい広場地蔵堂	生活介護(基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	なごみケアセンター	生活介護(基準該当事業所)	(株)なごみ
	なごみの歩	生活介護(基準該当事業所)	(株)なごみ
	つばめ福寿園 短期入所生活介護センター	短期入所 ●介護保険サービス含む	(福)つばめ福祉会
	白ふじの里 短期入所生活介護センター	短期入所(基準該当事業所)	(福)つばめ福祉会

	事業所名	内容	運営主体
日中活動系サービス	ショートステイひまわりの園	短期入所 ●介護保険サービス含む	(福)吉田福祉会
	ショートステイ太陽の園	短期入所(基準該当事業所)	(福)吉田福祉会
	小規模多機能センター長善のさと	短期入所(基準該当事業所)	(福)吉田福祉会
	特別養護老人ホーム分水の里	短期入所 ●介護保険サービス含む	(福)桜井の里福祉会
	小規模多機能ホームつどいの家	短期入所(基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	小規模多機能ホームはな広場・よこたの家	短期入所(基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	燕市社会福祉協議会就労支援センター	就労継続支援A型 就労継続支援B型	(福)燕市社会福祉協議会
	あったかハート	就労継続支援A型	(福)吉田福祉会
	星の輪つばめ	就労継続支援A型	(一社)星の輪
	トム・ソーヤ	就労移行支援 就労継続支援B型	(NPO)アビリティ燕
	ねむの木工房	就労継続支援B型	西蒲原福祉事務組合
	ふれあいの家	就労移行支援 就労継続支援B型	西蒲原福祉事務組合
	夢工場つばめ	就労移行支援 就労継続支援B型	(福)つばめ福祉会
	ワークセンターやすらぎ	就労移行支援 就労継続支援B型	(福)燕・西蒲原福祉会
	あいこうえん翼	就労継続支援 B 型	(NPO)あいこうえん翼
児童福祉法に基づくサービス	トムの家	生活介護 就労継続支援B型	(NPO)アビリティ燕
	ワークセンター花笑み	就労継続支援 B 型	(NPO)リカバリー燕
	きららにじぐみ	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	(福)吉田福祉会
	きららにじぐみキッズ	児童発達支援 放課後等デイサービス	(福)吉田福祉会
	燕市障がい者地域生活支援センター はばたき	放課後等デイサービス	(福)燕市社会福祉協議会
	つばめ療育館	児童発達支援 放課後等デイサービス	(株)Nose つばめ療育館
	つばめ療育館 親子館	児童発達支援 放課後等デイサービス	(株)Nose つばめ療育館
	つばめ療育館 大曲分館	放課後等デイサービス	(株)Nose つばめ療育館

	事業所名	内容	運営主体
児童福祉法に基づくサービス	デイサービスセンターひまわりの園	放課後等デイサービス (基準該当事業所)	(福)吉田福祉会
	デイサービスセンター太陽の園	放課後等デイサービス (基準該当事業所)	(福)吉田福祉会
	デイサービスセンター分水の里さくら	放課後等デイサービス (基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	デイサービスセンター分水の里もみじ	放課後等デイサービス (基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	デイサービスセンター桜井の里	放課後等デイサービス (基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	生きがい広場地蔵堂	放課後等デイサービス (基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	なごみの歩	放課後等デイサービス (基準該当事業所)	(株)なごみ
居住系サービス	アトム寮	共同生活援助	(NPO)アビリティ燕
	つばくろホーム	共同生活援助	(福)つばめ福祉会
	にじいろハウス	共同生活援助	(福)燕・西蒲原福祉会
	ケアホームにっこり	共同生活援助	(NPO)すまいる
	さくら	共同生活援助	(福)長岡福祉協会
	つばくろの里	施設入所支援	(福)つばめ福祉会
地域生活支援事業	すきっぷ	日中一時支援	(NPO)らいふすてーじ
	つばくろの里	日中一時支援	(福)つばめ福祉会
	ふれあいの家	日中一時支援	西蒲原福祉事務組合
	ねむの木工房	日中一時支援	西蒲原福祉事務組合
	燕市社会福祉協議会 介護サービス室	移動支援・訪問入浴	(福)燕市社会福祉協議会
	ヘルパーステーション光	移動支援	(同)ヘルパーステーション光
	ニチイケアセンター燕西	移動支援	(株)ニチイ学館
	地域生活支援センター やすらぎ	地域活動支援センター	(福)燕・西蒲原福祉会
	燕市障がい者地域生活支援センター はばたき	地域活動支援センター	(福)燕市社会福祉協議会
	ひまわりの家自立訓練所	地域活動支援センター	(NPO)結
	サポートハウス「すまいる分水」	地域活動支援センター	(NPO)すまいる
	cafe さんぽ道	地域活動支援センター	(NPO)リカバリー燕

	事業所名	内容	運営主体
相談支援	相談支援センター アリス	計画相談支援 障害児相談支援 地域移行支援 地域定着支援	(NPO)アビリティ燕
	相談支援事業所 つばくろ	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	(福)つばめ福祉会
	地域生活支援センター やすらぎ	計画相談支援 障害児相談支援 地域移行支援 地域定着支援	(福)燕・西蒲原福祉会
	相談支援事業所 はばたき	計画相談支援 障害児相談支援 地域移行支援	(福)燕市社会福祉協議会
	相談支援事業所 ひまわり	計画相談支援 障害児相談支援 地域移行支援 地域定着支援	(福)吉田福祉会
	つばめ療育館	障害児相談支援	(株)Nose つばめ療育館

4 計画策定に向けた燕市障がい者自立支援協議会審議経過

年月日	内 容
令和2年5月29日(金) 運営会議(第1回)	◆第1回全体会審議案件協議 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、書面会議としました。
令和2年6月19日(金) 全体会(第1回)	◆福祉に関するアンケート調査(案)について ※新型コロナウイルス感染症対策のため、書面会議としました
令和2年11月2日(月) 運営会議(第2回)	◆第2回全体会審議案件協議
令和2年11月16日(月) 全体会(第2回)	◆燕市障がい者基本計画・第5期燕市障がい福祉計画・第1期 燕市障がい児福祉計画中間評価について ◆燕市障がい者基本計画・第6期燕市障がい福祉計画・第2期 燕市障がい児福祉計画(素案)について
令和3年1月27日(水) 運営会議(第3回)	◆第3回全体会審議案件協議
令和3年2月9日(火) 全体会(第3回)	◆燕市障がい者基本計画・第6期燕市障がい福祉計画・第2期 燕市障がい児福祉計画(案)について

5 燕市障がい者自立支援協議会委員名簿

任期 自 平成 31 年 4 月 1 日
至 令和 4 年 3 月 31 日

区分		所属	氏名	運営会議 収集者
1	相談支援事業 を担う関係者	社会福祉法人 燕市社会福祉協議会	【副会長】 外山純子	○
		社会福祉法人 燕・西蒲原福祉会	平野真理	○
2	障がい当事者、団体の代表	燕市身体障害者福祉協会	中村芳郎	
		燕市吉田手をつなぐ育成会	三浦章子	
		吉田精神障害者家族会 「心和会」	指田武巳	
		障がい児の地域生活支援を求める会 ぴゅあ・きっず	鈴木久美子	
3	福祉サービス 事業関係者	社会福祉法人 桜井の里福祉会	青木裕子	
		西蒲原福祉事務組合	高島清一	○
		社会福祉法人 つばめ福祉会	山田一郎	○
		特定非営利活動法人 アビリティ燕	近藤麻理子	
		社会福祉法人 吉田福祉会	前山千恵子	○
4	保健・医療・教育 関係者	新潟県三条地域振興局 健康福祉環境部	橋本浩実	
		燕市小・中学校長会	小林徹哉	
5	地域ケアに 関する学識経験 者	学識経験者	【会長】 藤井吉紀	○
		燕市地区民生委員・児童委員協議会	吉儀春子	
6	企業関係機関	巻公共職業安定所	落合直樹	
		燕商工会議所	瀬戸明	
計		17名		

6 燕市障がい者自立支援協議会設置要綱

平成 19 年 3 月 30 日

告示第 57 号

改正 平成 21 年 4 月 23 日告示第 103 号

平成 24 年 3 月 30 日告示第 76 号

平成 25 年 4 月 1 日告示第 62 号

平成 26 年 3 月 26 日告示第 39 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)の規定による相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、燕市障がい者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の情報収集、開発及び改善に関すること。
- (5) 相談支援事業機能強化事業及び県相談支援体制整備事業の活用に関すること。
- (6) 燕市障がい者基本計画及び燕市障がい福祉計画に関すること。
- (7) その他必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業を担う関係者
- (2) 障がい当事者、団体の代表者
- (3) 福祉サービス事業関係者
- (4) 保健、医療及び教育関係者
- (5) 地域ケアに関する学識経験者
- (6) 企業関係機関

3 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(課題別専門部会及び運営会議)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮って課題別専門部会及び運営会議を置くことができる。

(報告)

第 7 条 会長は、協議事項に関し必要な事項を市長に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(秘密の保持)

第 9 条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(謝金)

第 10 条 謝金は、日額 5,000 円とする。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 23 日告示第 103 号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日告示第 76 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日告示第 62 号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日告示第 39 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

7 燕市障がい者基幹相談支援センター事業実施要綱

平成 26 年 4 月 1 日
告示第 500 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条の 2 に規定する基幹相談支援センターの行う事業（以下「事業」という。）を実施することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、燕市とする。

2 市長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営のできる法第 51 条の 19 で指定された一般相談支援事業者又は法第 51 条の 20 で指定された特定相談支援事業者に委託することができる。

(利用対象者)

第 3 条 事業の利用対象者は、市内に居住する者で、法第 4 条に規定する障害者及び障害児、障害児の保護者又は障害者及び障害児の介護を行う者とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(事業内容)

第 4 条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者及び障害児の福祉相談に関すること。
- (2) 総合的かつ専門的な相談支援の実施に関すること。
- (3) 地域における相談支援体制の強化の取組に関すること。
- (4) 地域移行支援及び地域定着支援の促進の取組に関すること。
- (5) 権利擁護制度の推進に関すること。
- (6) 燕市障がい者虐待防止センターに関すること。
- (7) 燕市障がい者自立支援協議会に関すること。
- (8) 障害者福祉施策に関すること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

(利用料)

第 5 条 事業の利用料は、原則として無料とする。

(体制)

第 6 条 事業の実施に当り、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、利用者への支援等を効果的に実施するため、相談支援専門員、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員を配置するとともに、医師、臨床心理士等の専門的技術等を有する者の協力が得られる体制を確保するものとする。

(遵守事項)

第7条 相談支援を行うに当っては、利用者の意向を生かすとともに権利擁護にも充分留意しなければならない。

2 事業の実施に当っては、関係機関等と日頃から情報交換をするなど円滑な関係づくりに努めなければならない。

3 事業の実施に当っては、利用者のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 事業の適正かつ積極的な運営を確保するため、事業実施計画、相談内容及び処理状況等について、燕市障がい者自立支援協議会に対し報告を行うとともに、その評価を受けなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

燕市障がい者基本計画
第6期 燕市障がい福祉計画
第2期 燕市障がい児福祉計画

発行日：令和3年3月
発行：燕市健康福祉部 社会福祉課
〒959-0295 燕市吉田西太田 1934 番地
電話 (0256) 77-8172
<https://www.city.tsubame.niigata.jp>
